



広報

いせ

2006

11月号

No.13

伊勢市の未来を創るために…………… 2

伊勢市健康づくり指針…………… 6

平成 19 年度 市・県民税の改正 …… 8

障害児・者の福祉制度が変わります … 10

保健センターだより…………… 16

募集・講座・催し物・お知らせ…… 19

まちの話題…………… 26



中学校陸上競技選手権大会伊勢度会地区予選大会

(9月29日・30日、撮影場所：県営総合競技場陸上競技場)

伊勢市の未来を

あした

創るために

私の市政への思い



伊勢市長 森下隆生

市政を進めるに当たって私の行動の原点は、「互いに違いを認め合い、役割を果たし、目的達成のために総合力の発揮を」という思いにあります。

「伊勢市をどのようなまちにしたいか」「伊勢市がどのようなまちであってほしいか」という思いを「伊勢市の未来」としてみんなで共有し、それぞれの役割を担い、連携・協働することと、「市民の幸せの実現」という目的を達成できるような地域社会をつくりたいと考えています。

伊勢市のまちづくりを

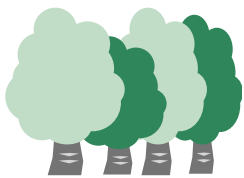
現するためには、手段を考へ(政策)、財源を見極め(財政)、財源を生み出し、体制を整える(行財政改革)が必要で

このため、合併後のまちづくりの基本的な計画である「新市建設計画」を実現するための具体的な取り組みとして『新市建設計画アクションプログラム』を、その財源の裏付けとして『伊勢市の財政収支見直し』を、これらを支えるものとして『伊勢市行財政改革大綱実施計画』を、それぞれ

策定しました。

そして、これらを一体的に進めるため、市民の皆さんと共有したい「伊勢市の未来」と、任期中に進めたい重点的な取り組みを、私のマニフェスト※『伊勢市のマニフェスト』としてまとめたので、以下に

お示しいたします。
※マニフェスト：政権公約。



マニフェスト 「伊勢市あしたのプラン」

このプランは、「和して共に未来へ」を基本理念とし、「第1章 誇りをもてるまちづくり」で、まちづくりを実現するための方向性と具体的な事業について、「第2章 市民に期待される市役所づくり」で、まちづくりの実現を支える市役所へと改革する方策について示しています。



市民力の結集を！

少子高齢化に伴う社会福祉費の増大や、地方分権化に伴う税源移譲など、社会状況の変化により、伊勢市の財政は逼迫(ひつぱく)しています。万が一、財政が破綻(はたん)すれば、市民サービスの大幅な低下は避けられず、市民の皆さんの生活に多大な影響

を与えることになってしまいます。

そうならないためには、財政健全化に向けた取り組みが必要ですが、財政のこたばかりを気にするあまり、市民サービスが極端に低下することも避けなければなりません。

このような状況を回避するためには、国や県、そして市民の皆さんとの協働が欠かせません。

とりわけ市民の皆さんとの協働を進めるには、市民の皆さんに、伊勢市の置かれている状況を分かりやすく正確に伝え、情報を共有するなどにより、相互理解を深めていくことが大切であると考えています。

このプランの実現に向けて、一生懸命に取り組む子どもや孫の世代も安心して暮らせる、素晴らしい「伊勢市の未来」をつくりあげていきますので、市民力を結集していただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

「和して共に未来へ」～目指すのは市民力の結集、市民の幸せ～ 伊勢市あしたのプラン

第1章 誇りをもてるまちづくり

伊勢のまちには素晴らしい特色がたくさんあります。

この伊勢の特色から次の3つの要素を取り出し、まちづくりの共通理念としました。

共通理念 …まちづくりの「環・健・観」

環 境と共生できるまち

健 康づくりと文化の活きるまち

観 光が輝き・産業の元気なまち



まちづくりの6つの柱

共通理念を基に、次の6つの柱を掲げ、誇りをもてるまちづくりを進めていきます。

- 宮川流域館誘致（宮川を知る拠点）
- 宮川流域館誘致（宮川を知る拠点）
- 宮川流域館誘致（宮川を知る拠点）
- 宮川流域館誘致（宮川を知る拠点）
- 宮川流域館誘致（宮川を知る拠点）
- 宮川流域館誘致（宮川を知る拠点）

宮川流域の中核都市としてのまち

- 観光基盤の整備
- スポーツ交流誘客基盤整備
- 文化・イベント誘客の拡大

伊勢志摩地域の観光拠点としてのまち

- 環境都市宣言と環境都市プロジェクト
- 産業支援センターの整備と朝熊山麓用地の活用
- 農業・漁業の経営支援

環境にやさしく、産業が活きるまち

- 健康づくりの推進と障がい者支援
- 市立伊勢総合病院の方向性の検討
- 子育て支援と豊かな心を育てる教育の充実

健康で、心豊かな人の育つまち

- 耐震化事業の推進
- 地域防災組織の機能強化
- 防災総合拠点整備

安全で安心な災害にも強いまち

- 伊勢の顔づくり、山田ルネッサンス地区整備
- 交通システムの見直し整備
- 名勝一見浦のグレードアップ

ご遷宮にむけた伊勢らしいまち

第2章 市民に期待される市役所づくり

誇りをもてるまちづくりに向けて、その実現を支える市役所に変えていきます。

組織を変えていくために、次の3つの共通する視点を持ち続けていきます。

共通する視点 …市役所づくりの「活・改・心」

活 性化…「上杉鷹山」に学ぶ

改 革…「大岡越前」に習う

心 意気…「職員と共有したい17の信条」

仕事を効率よく行い、節約し、何より「変わる」、「かえる」という強い気持ちと気合いを職員に持たせます。

市役所づくりの5つの柱

次の5つの柱を掲げ、新しい時代に対応した市役所を目指していきます。

市民に
信頼される

職員が誇りを
持って働ける

議会との
協働で進める

住民自治を
活かす

市民益を
最大を考える

上杉鷹山

米沢藩主として、先見性のある産業振興で財政再建を行い、傾いた藩政を立て直した。

大岡越前

江戸町奉行として、目安箱の設置や町火消「いろは48組」の創設など享保の改革に力を尽くした。

年次別財政収支見通し

伊勢市の財政収支見通し

市の財政を取り巻く状況が非常に厳しくなっている中で、適正な市政運営を進めていくためには、健全で持続可能な財政を確保する必要があります。

【歳入】

(単位：百万円)

区分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
地方税	15,100	16,300	16,500	16,500	16,800
地方交付税	8,626	8,329	7,999	7,805	7,683
国県支出金	7,000	6,251	6,733	7,027	6,528
地方債	4,296	5,619	4,632	4,730	3,801
その他	7,782	5,589	6,626	6,091	5,253
歳入合計	42,804	42,088	42,490	42,153	40,065

【歳出】

区分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
人件費	10,354	9,474	10,281	9,610	9,487
扶助費	6,507	6,480	6,454	6,419	6,385
公債費	5,059	5,068	5,226	5,074	5,055
投資的経費	6,593	6,900	6,400	6,900	5,100
その他	14,291	14,166	14,129	14,150	14,038
歳出合計	42,804	42,088	42,490	42,153	40,065

今回策定した財政収支見通しは、新市建設計画で定められた10年間の財政計画を基に、前期5年間について、社会状況の変化や地方財政制度の改正などを踏まえ、一部を修正したものです。(左表参照)



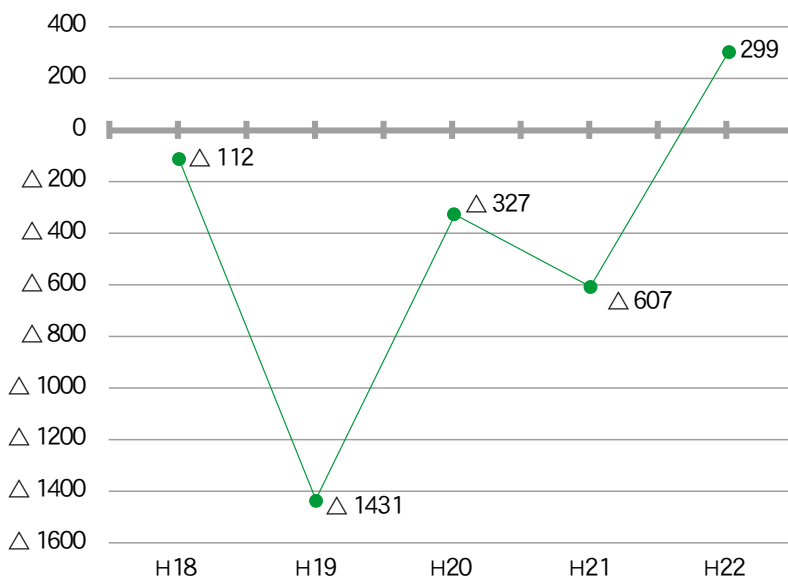
このことから、今後は、長期的な視野に立った地方債発行にかかるガイドライン(指針)を策定し、地方債の適正な総額管理を図るとともに、財政調整基金などからの繰り入れに依存しない財政体質に転換していく必要があると考えています。

地方債(市の借金)残高と財政調整基金(市の預金)残高
合併に伴う財政需要を賄うため、5年間の財政収支見通し期間中は、地方債残高が増加する見込みとなっています。

一方、財源不足を補うために、財政調整基金などからの繰り入れを余儀なくされることから、財政調整基金の残高は急減することが予想されます。

プライマリーバランスの推計

(単位：百万円)



プライマリーバランス(基礎的な財政収支のバランス)
財政収支見通しは、平成22年度でプライマリーバランスを黒字化し、持続可能な財政運営を行っていくための、努力目標計画でもあります。(左グラフ参照)

今後、予算編成を行うときには、その時点の制度改正や国の地方財政対策などを踏まえ、「選択と集中」を念頭に具体的な内容を定めていくこととし、必要に応じて、財政収支見通しを見直します。

伊勢市行財政改革大綱 実施計画

今回策定した実施計画は、本年6月に策定した行財政改革大綱に基づき、具体的な取り組み内容を示したもので、「自立」をキーワードにして、次の3つの視点から成り立っています。

この実施計画に従って、健全な財政を確保し、持続可能な財政運営を行っていきます。**【財政健全化】**

また、地方分権の大きな流れの中で、伊勢市が独自の政策決定を行い、責任を持ってそれを実施するために、市役所の組織や職員を自立したものと改革します。**【市役所改革】**

そして、市民の皆さんとの協働により伊勢市のまちづくりを実現するための仕組みをつくってまいります。**【市民力活性化】**



1 財政健全化 ～財政的な自立～

財政運営に規律を持たせ、財政の健全性を確保していくため、将来の収支を見通したうえで、中期の財政指標の到達目標を設定します。

- ・ 経常収支比率^{※1}：90%未満
- ・ 実質公債費比率^{※2}：15.4%（平成17年度実績）を維持
- ・ プライマリーバランスの黒字化
- ・ 財政調整基金残高：標準財政規模^{※3}の5%以上

※1 使い道の決まっているお金が支出に占める割合
 ※2 借金の返済に充てるお金が支出に占める割合
 ※3 収入として見込めるお金の規模

◆計画項目（抜粋）

歳入の確保

- ・ 収納率の向上
- ・ 受益者負担（使用料・手数料等）の適正化
- ・ 基金の効果的活用と効率的運用

歳出の削減

- ・ 事務事業の見直し
- ・ 総人件費の削減
- ・ 民間委託等の推進
- ・ 補助金・負担金の見直し
- ・ 第三セクター等への関与のあり方の見直し

債務の整理

- ・ 適正な公債管理

財産の運用

- ・ 財産の有効活用

2 市役所改革 ～組織としての自立～

これからの市役所は地域づくりの政策主体となり、職員は政策能力を向上させ、自治の担い手として市民満足度を向上させるための知恵や工夫を発揮できるようにします。

◆計画項目（抜粋）

効率的な組織に見直します

- ・ 経営戦略会議の強化
- ・ 行政経営システムの構築
- ・ 職員数の適正化
- ・ 組織の見直し

意識・能力の高い職員を育成します

- ・ 人事制度の再構築
- ・ 研修等の実施

改善風土を根付かせます

- ・ 業務改善制度、職員提案制度の実施

3 市民力活性化 ～自立した地域～

地域の皆さんと協力しながらまちづくり、協働する関係になることを目指します。

◆計画項目（抜粋）

行政情報を提供し、住民と共有します

- ・ 原則公開のガイドラインの策定
- ・ 組織の年次目標及び目標達成度の公表
- ・ ホームページ、ケーブルテレビの行政番組の充実・情報量の拡大

市民とともに考え行動します

- ・ 自治基本条例の策定
- ・ 膝詰め討論会の定期開催
- ・ 職員の市民活動への参加の推進
- ・ 協働ガイドラインの策定

市民活動の自立を支援します

- ・ 地域活動支援
- ・ NPO等活動支援

※「伊勢市あしたのプラン」「新市建設計画アクションプログラム」「伊勢市の財政収支見通し」「伊勢市行財政改革大綱実施計画」は、政策課・各総合支所地域振興課・各支所および市のホームページ（<http://www.city.ise.mie.jp>）でご覧いただけます。

また、これらの進捗状況については、「広報いせ」や市のホームページで定期的に公表します。市民参画や協働を進めるためにも、皆さんのご意見などをお待ちしています。

問い合わせ先

「伊勢市あしたのプラン」「新市建設計画アクションプログラム」について…政策課（☎②5510）

「伊勢市の財政収支見通し」について…財政課（☎②5529）

「伊勢市行財政改革大綱実施計画」について…行政改革推進課（☎②5539）

『伊勢市健康づくり指針』より

～重点的に取り組むこと～

健康課 (☎②7 2435、FAX ②1 0683)

第3回目の今回は、「伊勢市健康づくり指針(健康増進計画)」の中から、重点的に取り組むことを紹介します。

適正体重の維持(肥満対策)

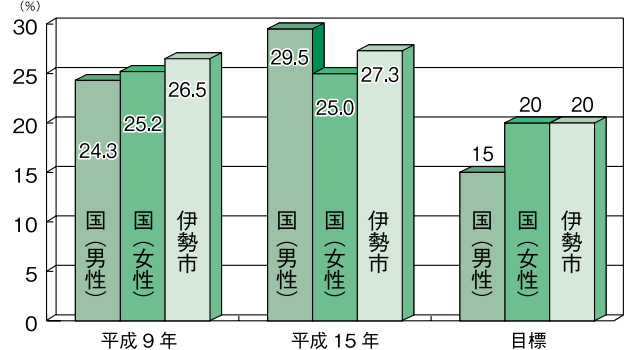
肥満は、高血圧・高脂血症・糖尿病などの生活習慣病の危険因子であり、現代人にとって解消しなければならぬ大きな課題の一つとなっております。

国は、平成12年に「健康日本21」を策定し、平成22年には、肥満者※を男性15%、女性20%まで減らすことを目標に取り組んでいます。

しかし、平成15年の実態調査では、女性はほとんど変化がなく、男性は逆に29.5%まで増加していました。また、伊勢市の基本健康診査受診者の約3割が、肥満者となっております。(グラフ(1)参照)



グラフ(1) 肥満者の割合



BMI (Body Mass Index)

国際的に用いられている肥満度の指標。【体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)】で算出し、25以上が「肥満」、18.5未満が「やせ」と分類され、22が最も病気にかかりにくいとされています。

そこで市は、運動と食生活の両面から、適正体重の維持(肥満対策)に取り組みます。 ※肥満者とは、BMIが25以上の人を言います。

いつでも、どこでも、気軽にウォーキング

平成16年度に実施した「旧伊勢市民健康意識調査」によれば、日常生活の中で、週1回以上の運動を行っている人は全体の40.2%で、男女ともに20歳代・30歳代の若い世代は、40歳以上の世代と比較して運動習慣が少ない状況でした。

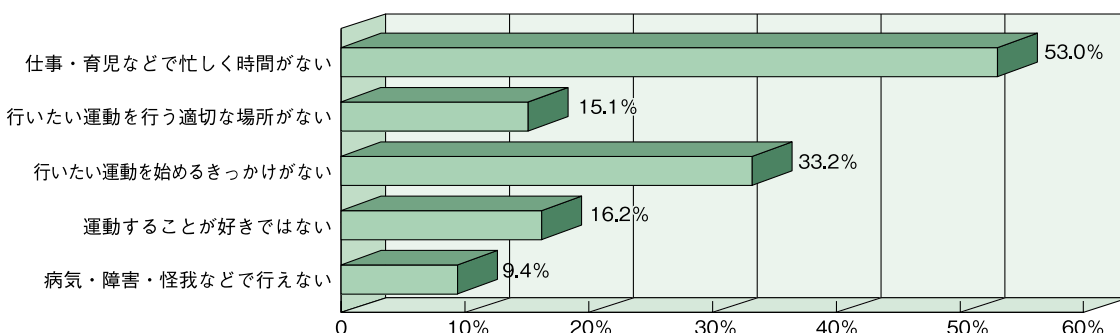
運動習慣がない理由として、約半数の人が「多忙」「約3分の1の人が「きつかけがない」ことを挙げています。(グラフ(2)参照)

また、運動習慣がない人に、今後運動をするとしたら何をするかを尋ねたところ、半数近くが「ウォーキング」と回答しています。ウォーキングは、いつでもどこでも誰でも実践できる健康法です。さらに、肥満対策には、運動とともに毎日の食生活も大切です。

そこで市は、肥満対策の一つとして「ウォーキング

を生かした健康づくり」と「低カロリー・バランス食の献立を活用した健康づくり」に取り組めます。

グラフ(2) 週1回以上の運動を行わないもしくは行えない理由



ウォーキングを生かした健康づくり

● お気に入り入りのウォーキングコースを募集し、1000選を選定します

● 皇學館大学との共同研究で、ウォーキングの健康増進効果とウォーキンググループの検証を行います

● ウォーキング大会や歩き方講習会を開催し、みんなで楽しく歩きます

低カロリー・バランス食の献立を活用した健康づくり

● 食生活改善推進協議会と協働で、伝統の味・郷土料理を取り入れた献立集を作成します

● イベントで献立を紹介し

● 食品を購入する際に参考となるような、地元食材や季節の献立を紹介します



ウォーキング大会とウォーキング実践講座

運動習慣がない人へウォーキング大会

とき 11月19日(日)、午前9時～午後1時

対象 市内在住で、ウォーキングを始めようと考えている人

内容 歩き方の講習、ウォーキング、食生活に関するパネル展示

申し込み 11月1日(水)から、電話またはFAXで健康課へ

健康診査で生活習慣病が気になる人へウォーキング実践講座

とき 11月19日(日)・12月10日(日)・平成19年1月14日(日)・2月12日(祝)・3月4日(日)(計5回)、午前9時～

対象 市内在住で、次のいずれかに該当する人

● 健康診査で肥満・高血圧・高脂血症・糖尿病である、またはその疑いがあると言われ、運動による改善が必要な人

運動習慣のない人

内容 歩き方の講習、ウォーキング、健康増進効果の測定(体脂肪・血液検査など)

※11月19日(日)は、上記のウォーキング大会に参加します。

申し込み 11月1日(水)～10日(金)に、電話またはFAXで健康課へ

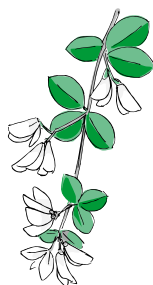
共通項目

ところ 皇學館大学体育館およびその周辺のウォーキングコース(雨天の場合は体育館のみ)

定員 各30人(先着順)

持ち物 万歩計、飲み物、体育館用シューズ

※運動ができる服装・靴で参加してください。



高血圧の人・コレステロールや血糖値の高い人へ生活改善を始めよう

高血圧・高脂血症・糖尿病などの生活習慣病は、正しい知識を持ち、生活を改善することで予防することができます。

とき・内容 下表のとおり

対象 健康診査などで、次のいずれかに該当すると言われたことがある人

● 高血圧である

● コレステロールや中性脂肪が高い

● 血糖値が高い

定員 各30人(先着順)

申し込み 電話またはFAXで健康課へ



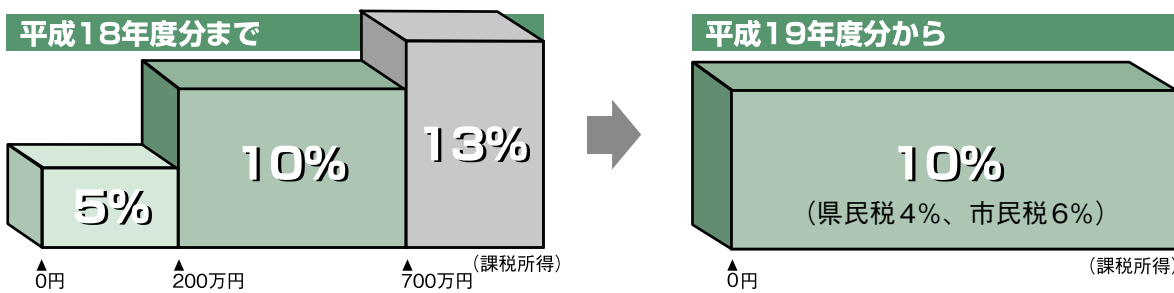
生活習慣病 疾患別教室

教室名	とき	内容
高血圧予防教室	11月30日(木) 13:30～16:00	・医師講演「高血圧とその予防について」 講師：小野直見さん(小野循環器科・内科) ・栄養士講話と試食「血圧を下げる食生活」
高脂血症予防教室	12月7日(木) 13:30～16:00	・医師講演「高脂血症とその予防について」 講師：遠藤太久郎さん(いせ在宅医療クリニック) ・栄養士講話と試食「コレステロールを下げる食生活」
糖尿病予防教室	12月14日(木) 13:30～16:00	・医師講演「糖尿病とその予防について」 講師：福井淳さん(ハートクリニック福井) ・栄養士講話と試食「血糖値を下げる食生活」

あなたの市・県民税が変わります
 所得税を減らし、市・県民税を同額分増やすことになり
 つまり、税の負担は変わりません

「地方でできることは地方に」という方針で進められている三位一体改革の一環として、国から地方への税源移譲が行われます。

市・県民税の税率の統一 ※税率は、県民税と市民税を合わせたものです。



税率が10%に統一

これまで市・県民税は、所得に応じて3段階の税率

変わりますが、所得の多少に関わりなく、一律10%の税率になります。(左図参照)

税の負担は変わりません

- 200万円以下の課税所得…税率5%
- 200万円を超え 700万円以下の課税所得…税率10%
- 700万円を超える課税所得…税率13%

例) 課税所得が300万円の場合
 $200万円 \times 5\% + (300万円 - 200万円) \times 10\% = 20万円$

- 課税所得に関わらず、一律税率10%
 ※実際の市・県民税額は、このほかに人的控除の差に対応して減額されます。

例) 課税所得が300万円の場合
 $300万円 \times 10\% = 30万円$

※課税所得…皆さんの給与や事業収入などは税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とは、この「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率を掛けたものが「税額」となります。

表1 所得税の超過累進税率を6段階に再編する

課税所得	改正前	改正後
195万円以下	10%	5%
330万円以下		10%
695万円以下	20%	20%
900万円以下		23%
1,800万円以下	30%	33%
1,800万円超え	37%	40%

市・県民税所得割の税率改正に伴い、平成19年分から所得税の税率も見直されます。市・県民税は、最低税率が5%から10%に引き上げられますが、所得税は、最

表2 市・県民税と所得税の人的控除

	市・県民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除			
扶養控除			
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

また実際の税額は、人的控除(配偶者控除・扶養控除など)の差に対応して減額されます。(表2参照)

低税率が10%から5%に引き下げられ、最高税率が37%から40%に引き上げられます。(表1参照)

表3 税源移譲前後の税負担

■独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			負担増減額
	所得税	市・県民税	合計		所得税	市・県民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		62,000円	126,500円	188,500円	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円		160,500円	260,500円	421,000円	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		376,500円	404,500円	781,000円	0円
1000万円	966,000円	553,000円	1,519,000円		868,500円	650,500円	1,519,000円	0円

■夫婦と子ども2人の場合（子ども1人が特定扶養家族に該当する場合）

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			負担増減額
	所得税	市・県民税	合計		所得税	市・県民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円	0円
1000万円	688,000円	442,000円	1,130,000円		590,500円	539,500円	1,130,000円	0円

※税源移譲による負担変動を示すものです。また、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
このほか、平成19年分所得税、平成19年度分市・県民税から定率減税が廃止されるなどの影響がありますのでご注意ください。

これらの措置により、税源移譲の前後で市・県民税と所得税を合計した税額は変わりません。（表3参照）

表4 非課税措置廃止の経過措置

平成17年度	非課税
平成18年度	3分の2減額
平成19年度	3分の1減額
平成20年度	減額措置廃止

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて市・県民税を減額し、納税者の税負担が変わらないようにしています。

人的控除の差に対応した減額措置

人的控除（配偶者控除・扶養控除など）の額は、市・県民税と所得税とで異なる（表2参照）ため、同じ収入金額でも、市・県民税の課税所得は、所得税より多くなります。
従って、市・県民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。

65歳以上の人への非課税措置が廃止

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人への非課税措置が平成18年度から廃止となりました。ただし、経過措置として平成17年1月1日現在で65歳に達し、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成18年度分については所得割および均等割の税額の3分の2を減額しましたが、平成19年度は3分の1を減額します。（表4参照）



障害者・寡婦もしくは寡夫に該当する人

前年の合計所得金額が125万円以下で障害者・寡婦もしくは寡夫に該当する人については、市・県民税が非課税になります。

定率減税の廃止

定率減税とは、その年度の所得割の税額から一定の率で減額する制度です。市・県民税については、平成19年度分から廃止となります。

65歳以上の人は、これまで、年齢要件によって市・県民税の非課税措置が適用されてきました。しかし上記のように、65歳以上の人への非課税措置が廃止されたことに伴い、年金収入（遺族年金・障害年金を除く）だけの人でも、障害者・寡婦もしくは寡夫であることの申告を行わなければ、税金がかかる場合があります。ご注意ください。
※障害者には、身体障害者手帳などの交付を受けている人だけでなく、介護認定を受けている人で、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができる人も含まれます。

障害児・者の

福祉制度が変わります

障害福祉課 (☎② 5558)
小俣総合支所福祉健康課 (☎② 7862)

二見総合支所福祉健康課 (☎④ 1113)
御園総合支所福祉健康課 (☎② 0235)

福祉サービスの体系は、

4月1日から「障害者自立支援法」が一部施行されたことに伴い、障害児・者の福祉制度が変わることについて、「広報いせ」4月号でお知らせしました。

今月号では、10月1日からの全部施行に伴い、新たに実施することになった事業と、障害福祉サービスを

利用するために必要となる手続きについてお知らせします。



障害児・者の福祉サービスの体系

障害福祉サービス	介護給付	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 (ホームヘルプ) ・重度訪問介護 ・行動援護 ・短期入所 (ショートステイ) ・生活介護 ・施設入所支援 など
	訓練等給付	<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・共同生活援助 (グループホーム)
地域生活支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション支援 ・地域活動支援センター ・移動支援 ・日常生活用具の給付 ・地域生活相談支援事業 ・そのほかの日常生活支援または社会生活支援

地域生活支援事業

次のような事業を行うことにより、障害児・者の地域生活を支援します。



コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚・そのほかの障害により、意思の伝達に支援を必要とする障害児・者などを対象に、手話通訳の派遣や声の広報・点字広報の発行などを行います。

地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動などを行う場の確保や、デイサービス事業などを行います。

移動支援事業

自立支援給付の対象とならない場合で、障害児・者が外出するときの移動を支

援し、障害児・者の自立生活や社会参加を促します。

日常生活用具の給付事業

重度の障害児・者を対象に、日常生活の便宜を図るための用具を給付します。(上限額については、左ページの表を参照)

※コミュニケーション支援事業を除き、各事業とも、原則として、利用者に費用の1割を負担していただきます。

ただし、負担が増え過ぎないように、利用者負担額の上限額を設定しています。

※コミュニケーション支援事業および日常生活用具の給付事業の利用については、給付または利用の申請手続きが必要ですが、

また、地域活動支援センター事業および移動支援事業の利用については、サービスの利用申請、支給決定後の実施事業者との契約などの手続きが必要です。



地域生活相談支援事業

これまで、障害児または知的障害者を対象として相談支援事業を行ってまいりましたが、10月からは、身体的・精神的それぞれの障害児・者を対象とする「地域生活相談支援事業」を実施します。

これは、これまでの相談支援事業に引き続き、障害者相談支援センター「ブレス」に委託して実施するもので、専門の相談員が、障害児・者やその家族からの相談や問い合わせに答えま



同センターでは、訪問相談や巡回相談、来所・電話などにより、次のような相談を行います。ぜひご利用ください。

- ・障害児・者に対する福祉サービスについての情報提供
- ・各種支援事業についての助言・指導
- ・日常生活全般の相談や専門機関などの紹介

障害者相談支援センター「ブレス」

- 所在地 宮町1丁目5-20 (高柳商店街内)
- 連絡先 ☎②6525 FAX ②6535
Eメール breath@mie-saibi.or.jp
- 開所時間

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後6時
土曜日・日曜日・祝日 午前9時30分～午後4時30分
※土曜日・日曜日・祝日は、休みとなる場合があります。

補装具費の支給

これまでの現物支給から、補装具費(購入費・修理費)の支給へと変わりました。

原則として、利用者に費用の1割を負担していただきますが、左表のとおり、利用者負担額の上限額を設定しています。

補装具費の支給および日常生活用具の給付に関する利用者負担額の上限額

区 分		上限額(月額)
生活保護世帯		0円
低所得1	市民税非課税世帯であって、給付・支給決定にかかる障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下の人	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯で、低所得1に該当しない人	24,600円
一般世帯	市民税課税世帯の人	37,200円

※障害児・者本人または世帯員のいずれかが一定所得以上(市民税所得割の納税額が50万円以上)の場合は、補装具費の支給および日常生活用具の給付の対象外となります。
※補装具費の支給および日常生活用具の給付それぞれの上限額です。

障害福祉サービスの利用の手続き方法

居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(シヨートステイ)、生活介護などの障害福祉サービスを利用するためには、次の手続きが必要となります。

③ 審査・判定

調査員による調査結果や、医師による診断結果を基に、認定審査会が審査・判定を行い、障害程度区分(どの程度のサービスが必要な状態にあるか)を決定します。
※障害児が障害福祉サービスを利用する場合、当分の間、障害程度区分を設けないこととなっています。

① 相談・申請

障害福祉課または各総合支所福祉健康課に相談し、サービスの利用が必要な場合は、申請書を提出します。
なお、相談については、障害者相談支援センター「ブレス」でも行います。

④ 決定(認定)・通知

障害程度区分や申請者の要望を基に、市がサービスの支給量などを決定し、受給者証を交付します。

② 調査

専門の調査員が、障害児・者またはその保護者と面接し、心身の状況や生活環境などについて調査します。

⑤ 事業者との契約・サービスの利用開始

サービスを利用する事業者を選択し、契約の手続きを行い、サービスの利用を開始します。

11月12日(日)

総合防災訓練を実施します

防災防犯課 (☎21) 5524)

前回の訓練の様子

市は、東南海・南海地震、東海地震を想定し、防災関係機関・ライフライン(電気・ガス・水道など)関係機関・地域住民・ボランティア団体などと連携した実践的な防災訓練を行います。

これは、防災活動の技術向上と市民の防災意識を高めるために行うもので、防災関係機関の訓練や誰でも参加できる地震体験・煙体験・災害伝言ダイヤルコーナー・備蓄物資や防災グッズの展示などがあります。見学や体験に、ぜひ参加してください。



ヘリコプターによる救出訓練



放水ポンプや消火器による消火訓練



負傷者の応急処置訓練



倒壊建物からの救出訓練

訓練にご理解・ご協力を
当日は、消防車・救急車などのサイレンやヘリコプターの音、発煙筒の煙など

により、会場周辺の皆さんにご迷惑をお掛けします
が、ご理解・ご協力をお願いします。



とき
11月12日(日)
午前10時～11時50分
(天候により中止となる場合があります)
ところ
宮川ラブリバー公園

パルティいせ情報

No.6

☎ 04385
ホームページ <http://skc-eisenet/>
Eメールアドレス skc@eisenet



災害が起こったら…

最近、災害のニュースや災害に備えての番組が多いですね。

中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」が出した被害想定(平成15年9月)によれば、東海地震・東南海地震・南海地震が同時に発生した場合、揺れによる被害・津波による被害ともわが国最大級となり、建物の全壊が約90万棟、死者は約2万5000人に及び、経済的被害も最大81兆円に上るとされています。

一番最近の大震災といえば、阪神・淡路大震災ですが、この地震は活断層によるもので、プレート型の東海地震とは異なります。

東海地震は、1分33分程の揺れがあり、被害の範囲も阪神・淡路大震災と比べものにならないくらい広いものとなります。

実際にこのような地震が起こったら、どうなるのでしょうか。

防災活動を行う市民活動団体もたくさんありますが、市民一人一人が、少し考え、試みることも必要かもしれませんね。

パルティ4コマ劇場



NPO・ボランティア だだいま活躍中!

NPO法人芝生の夢倶楽部

☎ 04385

(第6回)

NPO法人芝生の夢倶楽部は、スポーツを通じたまちの活性化を目的に活動しています。

ステッパ1として、性別や世代を超えた地域密着型総合スポーツクラブの創設を目指しています。

ステッパ2では、誰もが楽しめる芝生のグラウンドをつくりたいと思います。

スポーツと芝生によって、この温暖で自然豊かな伊勢に多くの人々が集まって来ていただくような新たな魅力を築き、スポーツによる「にぎわい」を生み出したと考えています。

スポーツには、主に「プレーする・応援する・参加する」という人の心に大きな感動を生む、3つの要素があります。

現在は、地元の社会人サッカーチーム「伊勢PERSONNA・FC」を傘下

に収めて運営し、この大きな夢の実現に向けたシンボルとして、伊勢の人々の心に、この3つの要素が響き渡るよう、選手らと一緒に頑張っています。

今日では、何事にも屈せず突き進んできた私たちの熱い思いに、800人を超える個人会員や、90社近くにも上る企業が賛同し、サポートをいただいています。

これから、この輪をもっともっと広げていきたいと思えます。

伊勢 PERSONNA.FC



詳しくは、アイティイー「コミュニティチャンネル「PERSONNA+12」(毎月1週間放送)か、ホームページ (<http://www.shibayme.com>) をご覧ください。

人権シリーズ (No.10)

一人ひとりが輝くために



人権政策課
(☎215546)

みんなで参加
人権あふれるまちづくり
『伊勢市人権尊重条例』のはなし

9月号では「伊勢市人権尊重都市宣言」についてお知らせしました。今月号では「伊勢市人権尊重条例」についてお知らせします。「人権尊重条例」というと、いかめしいとか、難しそうだと思うられるかも知れませんね。では、ちょっと簡単に紹介してみましょ。

この条例は、「人権尊重都市宣言」の理念を具体的なものにするために制定さ

れたもので、市と市民の責
任や、どのようにして人権
施策を進めていくのかにつ
いて記されています。

市の責任としては、人権
施策の総合的・計画的な実
施と人権尊重思想の普及
そして、市政のあらゆる
分野において、人権尊重の
視点に立った施策の策定と
実施に努めることが記され
ています。

また、市民や事業者の皆
さんには、人権を尊重し合
えるまちづくりを進めるた
めに、互いに人権を尊重し
合うことや、市の啓発事業
などへの協力、そして、市
と市民が一緒に「人権尊重
のまち」をつくっていきま
しょうということが記され
ています。

そのために市は、市民の
皆さんをはじめ、事業者や
関係団体の皆さんと連携を
図りながら、人権が尊重さ
れ、守られる社会を実現す
るための体制の充実と推進
に努め、市長は人権施策の
効果的な推進のため、基本

的な方針を定めることとし
ています。

そして、方針についての
重要な事項の調査や審議を
行い、執行機関に意見を述
べる機関として、市民や知
識・経験がある人で構成す
る審議会を置くこととして
います。

条例ですので法律用語が
入っていますが、そんなに
難しいことが書いてあるわ
けではなく、むしろ当たり前
のことが書いてあります。

人権は、ここからこま
めという線を引くことはで
きません。また、人権の考
え方は、常に発展・変化し
ていくものです。

ですから、すぐに「人権
尊重のまち」が実現できる
とは言えません。みんなが、
心のどこかで「人権」を意
識しながら働き、生活し、
社会参加していくことが大
事であると思います。

「人権あふれるまちづく
り」は、みんなが参加して
こそ実現するものです。

みんなできつくろう きれいなまち・伊勢

資源循環課
(☎215543)

マイバッグを販売

レジ袋の削減を目的に、
伊勢市オリジナルマイバッ
グを販売します。

対象 市内在住の人

規格 縦30cm×横40cm×ま
ち25cm、保冷機能付き

販売数 約3000個(先
着順)

金額 800円

販売期間 平成19年3月30
日(金)まで

販売窓口 資源循環課・各
総合支所生活環境課

円)を助成しています。

対象となる種類 コンポス
ト型、EM(ポカシ)型、電
気式生ごみ処理機(微生物
分解方式・乾燥方式など)

申し込み 申請書に必要事
項を記入し、領収書を添え
て、資源循環課・各総合支
所生活環境課・各支所のい
ずれかへ

再生资源回収事業奨励金

自治会・子供会・PTA
などが実施する資源物の廃
品回収に対し、1kg当たり
6円(リターナブルびん
の場合は3円)の奨励金を交
付しています。

なお、奨励金の交付を受
けるためには、事前に団体
登録書(新規登録団体のみ)
の提出が必要です。

生ごみ処理機等購入費助成金

生ごみの減量化・資源化
を推進するため、生ごみ処
理機を購入する場合、購入
費の2分の1(上限額3万



対象品目 新聞、雑誌類、
段ボール、紙バック、布類、
アルミニウム缶、スチール
缶、リターナブルびん

伊勢市の税金つて??



配偶者控除・扶養控除 編

課税課市民税係
☎(21)5534

Q: いくらまでなら扶養に入る事ができるの？

A: 所得金額が38万円以下の人です。

なお、配偶者控除または扶養控除の対象となるのは、次の条件をすべて満たす人です。

- 納税者の配偶者または親族（6親等内の血族または3親等内の姻族）である
- 納税者と生計を一にしている
- 所得金額が38万円以下である
- ほかの人の扶養親族や事業専従者になっていない

平成18年度（平成17年）分の扶養に入ることができる

かどうかは、平成17年12月31日現在の状況により判定します。

また、対象の親族が死亡した場合は、その時点で判定します。

老人控除対象配偶者・老人扶養親族

控除対象配偶者または扶養親族のうち、70歳以上の人（昭和11年1月1日以前生まれの人）

同居老親等

老人扶養親族のうち、納税者またはその配偶者の直系尊属（父母・祖父母など）で、同居している人

同居特別障害者

特別障害者であり、納税

者と同居している人
特定扶養親族

扶養親族のうち、16歳〜22歳の人（昭和58年1月2日〜平成2年1月1日生まれの人）

配偶者控除の金額

	同居特別障害者である人	左記以外の人
一般の控除対象配偶者	560,000円	330,000円
老人控除対象配偶者	610,000円	380,000円

扶養控除の金額

	同居特別障害者である人	左記以外の人
一般の扶養親族	560,000円	330,000円
特定扶養親族	680,000円	450,000円
老人扶養親族	同居老親等以外の人	380,000円
	同居老親等	450,000円

第3回



みんなで盛り上げよう!! 伊勢志摩キャンペーン

キャンペーン期間 10月1日(日)～平成19年3月31日(土)

問い合わせ先：伊勢志摩観光コンベンション機構内・伊勢志摩キャンペーン実行委員会事務局（☎④0800）
※キャンペーンの詳細情報は、ホームページ（http://www.umashi-kuni.jp/）をご覧ください。

観光政策課（☎②15565）

11月は、西条だんじり・自然公園大会など、各地でイベントが目白押し。伊勢志摩。そのほかにも、伊勢ならではのイベントが行われます。

ぜひ、お越しください。
里帰り伊勢音頭全国大会

伊勢音頭または伊勢音頭の唄から派生した唄などを「過去・現在・未来」に分け、伊勢音頭に時代考証を交えた演出を行う大会で、全国から約25〜30チーム、約300人が出演します。

「月の出」の時刻

月日	時刻	月日	時刻
平成18年 11月5日(日)	16:28	平成19年 1月3日(水)	16:19
6日(月)	17:08	4日(木)	17:25
7日(火)	17:56	5日(金)	18:31
12月5日(火)	16:34	6日(土)	19:34
6日(水)	17:33	2月2日(金)	17:20
7日(木)	18:38	3日(土)	18:22

※「月の出」の時刻は、およその時刻です。

とき 11月26日(日)、午前10時〜午後4時
ところ 観光文化会館
入場料 1000円
問い合わせ先
里帰り伊勢音頭全国大会実行委員会（☎③7602）
夫婦岩の満月の「月の出」
夏至のころに、夫婦岩の間から昇る朝日は有名ですが、10月〜2月の満月のころには、夫婦岩の間から月の出を見ることが出来ます。
問い合わせ先
二見浦観光協会（☎④2331）・二見総合支所地域振興課（☎④1832）

保健センターだより

健康課

小俣保健センター

☎ 27 24 35、FAX 21 06 83
☎ 22 78 70、FAX 25 98 44

二見総合支所福祉健康課
御菌総合支所福祉健康課

☎ 42 11 13、FAX 43 37 54
☎ 22 02 35、FAX 28 24 04

申し込み・問い合わせ

平日・午前8時30分～午後5時

（参加費などの記載のないものは無料）



離乳食教室

とき 11月16日(木)、午前10時30分～正午

ところ 二見老人福祉センター

対象 市内在住の乳児(生後6カ月まで)の保護者

内容 離乳食のお話と試食

定員 20人(先着順)

申し込み 11月1日(水)から、電話またはFAXで健康課へ



こころの健康づくり教室

「うつ病を知ろう」

うつ病の症状や早期発見の大切さについて学ぶため、次のとおり教室を開催します。

とき 11月9日(木)、午後1時30分～3時30分

ところ ハートプラザみその

対象 市内在住の人

内容 講演「うつ病について」松崎まみさん(精神科医師)



定員 30人程度
申し込み 電話またはFAXで健康課へ

介護予防講演会を開催

高齢者が、いつまでも介護を必要とせず、自分らしく生き生きと暮らすことができるよう、自分の健康を自分で守るための心掛けについて、次のとおり講演会を開催します。

とき 11月16日(木)、午後1時30分～3時30分

ところ 中央保健センター

対象 市内在住の人

内容 講演「介護予防のための健康管理について」遠藤太二郎さん(いせ在宅医療クリニック院長)

定員 50人程度

申し込み 電話またはFAXで健康課へ

子宮がん検診

とき 11月22日(水)、午後1時～2時

ところ 二見老人福祉センター

対象 市内在住の人

検診内容 医師による頸部

検診

定員 70人(先着順)

料金 800円(当日持参、70歳以上は無料)

申し込み 11月1日(水)から、電話またはFAXで健康課へ

とき 11月22日(水)、午前9時～10時・午後1時～2時

乳がん検診

ところ 二見老人福祉センター

対象 市内在住の人

検診内容 マンモグラフィ

定員 各40人(先着順)

料金 1100円(当日持参、70歳以上は無料)

持ち物 バスタオル

申し込み 11月1日(水)から、電話またはFAXで健康課へ

※妊娠中または妊娠の可能性がある人は、受診を避け

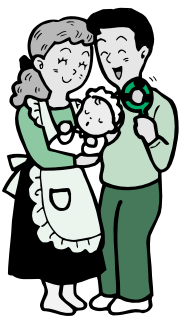
てください。

妊婦歯科健康診査・高齢者口腔総合健康診査の実施医療機関を追加

◆新規医療機関

伊勢ファミリー歯科(小木町、☎ 22 26 4)

※事前の予約が必要です。



医師)

AED(自動体外式除細動器)の貸し出し

AEDは、突然心臓が停止した傷病者に対し、心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻す医療機器です。

医療従事者のほかにもAEDの使用が認められたことに伴い、市では、市民の皆さんが参加する、地域でのイベントやスポーツ大会など、一時的に必要なときに活用できるように、無料で貸し出します。

対象 複数の市民を集めて、一時的に開催する行事などを主催する人

台数 1行事につき1台

条件 行事開催中は、医師または心肺蘇生処置の講習(AEDの操作方法を含む)を修了した人が会場に常駐していること

※講習について、詳しくは、消防本部消防課(☎251216)へ問い合わせてください。

申し込み 貸し出し希望日の前月の1日以降に、貸付申請書に必要事項を記入し、健康課へ

の前月の1日以降に、貸付申請書に必要事項を記入し、健康課へ



ヘルスマイト料理講習会

とき・ところ 左表のとおり

対象 市内在住の人

テーマ 高齢者の低栄養予防

定員 各30人(先着順)

参加費 300円(当日持参)

持ち物 エプロン、三角巾、米1/2カップ

申し込み 11月1日(水)から、電話またはFAXで健康課へ

電話またはFAXで健康課へ

ヘルスマイト料理講習会

とき	ところ
11月14日(火) 9:30~13:00	小俣保健センター
11月18日(土) 9:30~13:00	福祉健康センター
	西コミュニティセンター
11月22日(水) 9:30~13:00	福祉健康センター
11月24日(金) 9:30~13:00	ハートプラザみその

休日・夜間応急診療所 (福祉健康センター内)

診療日	診療時間	診療科目	当番医師
月曜日~土曜日	夜間 19:30~22:00	内科 小児科	内科医師
日曜日・祝日 1/1~1/3	昼間 10:00~12:00 13:00~17:00	内科 小児科	内科医師 小児科医師
		歯科	歯科医師
	夜間 19:30~22:00	内科 小児科	内科医師 小児科医師

問い合わせ：内科・小児科(☎258795)、歯科(☎270829)

※この診療所では、地域の医師などが連携し、交代で出務することにより、診療体制が確保されています。

応急診療所のため、症状などによっては、2次病院などを紹介する場合もありますので、ご了承ください。

また、右表の時間以外に診療を受けたい人や重症の人は、救急医療情報センター(☎251199、24時間受け付け)へ問い合わせてください。

11月の主な相談など

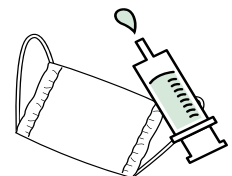
■各会場で行うもの

＜問い合わせは、各会場(二見老人福祉センターは二見総合支所福祉健康課、ハートプラザみそのは御園総合支所福祉健康課)へ＞

内容	月日	時間	ところ	対象
子育て相談	11月7日(火)	9:30~11:00	二見老人福祉センター	市内在住の人
		13:30~15:00		
	11月14日(火)	9:00~11:00	中央保健センター	
	11月21日(火)	9:30~11:00	ハートプラザみその	
		13:30~15:00		
	11月22日(水)	9:30~11:00	小俣保健センター	
11月28日(火)	13:00~15:00	中央保健センター		
成人健康相談	11月1日(水)	9:30~11:00	小俣保健センター	市内在住の人
	11月2日(木)	13:00~15:00	中央保健センター	
	11月14日(火)	13:30~14:30	ハートプラザみその	
	11月16日(木)	13:00~15:00	中央保健センター	
成人栄養相談(要予約)	11月2日(木)	13:00~15:00	中央保健センター	市内在住の人

■そのほか ＜問い合わせは、伊勢保健福祉事務所：伊勢保健所(☎255148)へ＞

内容	とき
HIV検査(エイズ検査)	毎週火曜日(8:45~11:00) 第2火曜日(11月14日、17:30~19:00)
こころの健康相談(要予約)	11月30日(木)、13:00~15:00



図書館だより

伊勢図書館 ☎ 21-0077 FAX21-0078

■利用案内

開館時間 火曜日～金曜日…午前9時～午後7時
土曜日・日曜日・祝日…午前9時～午後5時

(11月)

日	月	火	水	木	金	土
			▲1	▲2	▲3	▲4
5	●6	▲7	▲8	▲9	▲10	▲11
▲12	●13	▲14	▲15	▲16	▲17	▲18
19	20	▲21	▲22	▲23	▲24	▲25
26	27	▲28	▲29	▲30		

●…休館日 ■…おはなし会 ▲…午後7時まで開館 ★…ビデオの日

■おはなし会

とき 毎週土曜日、午後2時30分～
ところ 1階・児童書コーナー

■ビデオの日

とき 11月12日(日)、午後1時30分～
ところ 2階・視聴覚室
内容 「マルセ太郎 スクリーンのない映画館 泥の河」

■講演会

とき 11月19日(日)、午後2時～
ところ 2階・視聴覚室
内容 「わかりやすい式年遷宮」
講師 石垣仁久さん(神宮司庁広報室広報課係長)

■写真展

とき 11月7日(火)～19日(日)
ところ 2階・展示ホール
内容 「御木曳が町をつなぐ～伊勢・式年遷宮～」
※NHK番組「金とく」で7月14日に放送された番組のスチール写真を展示します。

■読書感想画を募集

募集期間 11月1日(水)～14日(火)
展示期間 11月22日(水)～12月3日(日)
展示場所 2階・展示ホール
※画用紙は、同館カウンターで配布します。

■施設利用抽選会(平成19年1月～3月分)

とき 11月7日(火)、午前10時～(受け付けは午前9時50分～)
ところ 2階・視聴覚室

■新刊案内

- <一般書>
- トンボ玉(家庭ガラス工房)
 - 地震の時の料理ワザ グラッと来ててもあわてない!
 - 薬は体に何をするか 「あの薬」が効くしくみ…
 - 布をチクチク、はんこでペタペタ。
 - チェーホフを楽しむために
- <児童書>
- 多数決とジャンケン ものごとはどうやって決まっていくのか
 - できるよ! とびばこ、さか上がり
 - はたらくくるまみちをつくる
 - つりはもういいんだけどな、パパ!
 - ベネチア人にしっぽがはえた日

小俣図書館 ☎ 29-3900 FAX29-3902

■利用案内

開館時間 午前9時～午後7時

(11月)

日	月	火	水	木	金	土
			●1	2	3	4
5	6	●7	8	■9	10	▲11
12	13	●14	15	16	17	▲18
19	20	●21	22	23	24	▲25
26	27	●28	29	30		

●…休館日 ■…おはなし会 ★…上映会

■古雑誌・古本リサイクルフェア

図書館で古くなった雑誌や、家庭で不用になった本のリサイクルをします。

詳しくは、同館へ問い合わせてください。
とき 11月4日(土)～5日(日)、午前11時～午後3時
(雑誌・図書が無くなり次第終了)

ところ 2階・ホール
募集 11月3日(祝)までに、家庭で不用になった本(百科事典・美術全集などを除く)を募集します。
同館カウンターへ持参してください。

■おはなし会

- 赤ちゃんおはなし会 11月9日(木)、午前11時～
 - たんぽぽおはなし会 11月11日(土)、午後3時～
 - ピッコの会・紙芝居 11月19日(日)、午前10時30分～
 - 図書館おはなし会 11月25日(土)、午後3時～
- ※場所は、1階おはなしのへやです。

■上映会

とき 11月18日(土)、午後2時～
ところ 2階・視聴覚室
内容 「ハローキティのみんなの森を守れ」

■ギャラリー展示

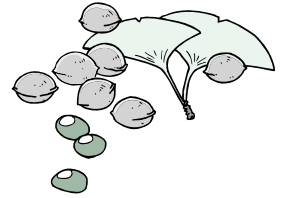
● 東方展「私の好きな言葉－書道・篆刻」
とき 11月15日(水)～20日(日)、午前9時～午後7時
(初日は午後1時から、最終日は午後3時まで)
※場所は2階です。

■新刊案内

- <一般書>
- イカリ少年がもらった奇跡の手紙 お医者さんの道を選んだ病室での8年間
 - 脳にすぐ効く30秒ストレッチ
 - 働くママの超かんたんレシピ アツという間に3品できる!
 - 彼女のこんだて帖
 - 夜行快速(ムーンライト) えちご殺人事件
- <児童書>
- 積みすぎた箱舟
 - Mr. マリックのちょい魔術
 - 恐竜の離婚 変わっていく家族のために
 - びくびくピリー



募集



市営住宅・特定公共賃貸住宅の入居者を募集

建築住宅課 (☎055596・05597)

市は、現在空き家となつている市営住宅・特定公共賃貸住宅の入居者を次のとおり募集します。

募集住宅 下表のとおり

申し込み資格 次の項目をすべて満たすこと

市営住宅

- 市内に住所または勤務先があり、住宅に困っている
 - 夫婦（婚約者を含む）または親子を主体とし、同居予定家族がある（高齢者・心身障害者など政令で定める人を除く）
 - 市区町村税完納者である
 - 収入基準月額が20万円以下（高齢者世帯・心身障害者世帯は26万8000円以下）である
- 特定公共賃貸住宅**
- 夫婦（婚約者を含む）または親

子を主体とし、同居予定家族がある（高齢者・心身障害者など政令で定める人を除く）

- 市区町村税完納者である
- 収入基準月額が20万円以上60万1000円以下である

申し込み方法 11月6日(月)～15日(水)に、入居申し込み用紙（11月1日(水)から同課で配布）に必要事項を記入し、次の書類を添えて、同課へ

- 平成17年分所得証明書（市区町村発行のもの）
 - 入居世帯員全員の住民票の写し（本籍・続柄記載のもの）
 - 市区町村税完納証明書
 - そのほか市が必要とする書類
- ※申し込み多数の場合は抽選となります。
- ※契約の際に、連帯保証人が2人必要です。



市営住宅 【家賃月額については、所得などにより異なりますので、同課へ問い合わせてください】

団地名(所在地)	構造(※)	部屋数	建設年度	浴槽	給湯	トイレ	駐車場	空家数
中 村 (中村町桜が丘)	中耐4	3DK (1階)	S47	無	無	水洗	有料(1台)	1
		3DK (2階)						1
		3DK (4階)						1
倭 B (倭町)	中耐4	3DK (4階)	S57	有	有	水洗	有料(1台)	1
倭 C (倭町)	中耐5	3DK (5階)	S60	有	有	水洗	有料(1台)	1
浦 口 (浦口4丁目)	中耐3	2DK (2階)	H5	有	有	水洗	有料(1台)	1
大 湊 (大湊町)	簡 2	2DK	S48	無	無	くみ取り	団地で管理	1
	中耐3	3DK (1階)	S48	無	無	水洗	団地で管理	1
3DK (3階)		1						
旭 (旭町)	中耐3	2DK (2階)	H10	有	有	水洗	有料(1台)	1
		3DK (2階)						1
西 豊 浜 (西豊浜町)	中耐3	3DK (3階)	S52	無	無	水洗	団地で管理	1
	簡 2	2DK	S53					2
栗 野 (栗野町)	簡 平	2K	S43	無	無	くみ取り	なし	1
	簡 2	2DK	S45					1
朝熊第2 (朝熊町)	簡 平	3K	S52	無	無	くみ取り	有料(1台)	1
朝熊第3 (朝熊町)	簡 2	3DK	S59	無	無	くみ取り	有料(1台)	1
五十鈴川 (二見町西)	簡 2	3DK	S59	無	無	水洗	団地で管理	1
計								19

特定公共賃貸住宅 (中堅所得者層の居住の用に供するため、地方公共団体が供給する優良な賃貸住宅)

【家賃月額：63,000円】

団地名(所在地)	構造	部屋数	建設年度	浴槽	給湯	トイレ	駐車場	空家数
旭 (旭町)	中耐3	3DK	H11	有	有	水洗	有料(1台)	4

※簡平…簡易耐火平屋建、簡2…簡易耐火2階建、中耐3…中層耐火3階建、中耐4…中層耐火4階建、中耐5…中層耐火5階建

高齢者向け優良賃貸住宅の入居者を募集

建築住宅課 (☎②5596)

募集住宅 仲林マンション正邦苑
竹ヶ鼻(竹ヶ鼻町198)

住宅内容 耐火5階建構造(工しベーター・緊急通報装置の設置、内装のバリアフリー化)の賃貸住宅(1DK、床面積43・22㎡、家賃月額7万5000円、敷金は家賃の3カ月分)

空き家数 1戸(申し込み多数の場合は抽選)

申し込み資格 60歳以上の単身世帯・夫婦世帯・親族などの同居世帯(夫婦世帯の場合は、どちらかが60歳以上であれば可)

申し込み方法 11月30日(木)までに、社会福祉法人慈恵会(☎③⑧1800)へ

※入居者の所得に応じて家賃の補助が受けられます。

老人ホーム高砂寮の職員を募集

老人ホーム高砂寮(☎②1045)

職種 ①正看護師、②准看護師、

③管理栄養士、④臨時介護職員

募集人数 ①②④若干名、③1人

試験日程 後日、応募者に連絡します

給与など わたらい老人福祉施設組合の給与条例に基づき支給します(社会保険に加入します)

応募方法 11月20日(月)までに、履歴書に必要事項を記入し同寮へ

※③は、概ね35歳までで、平成19年1月または2月から勤務が可能なる人。④は、概ね55歳までの人。グループホームは夜間勤務が可能な人

講座

〈受講料などの記載のないものは無料〉

ものづくり大学技術講座

工芸指導所(☎⑧4397)

とき 11月10日(金)、午後6時〜

ところ 伊勢商工会議所・4階中ホール

対象 企業に勤務している人

内容 「廃プラ(廃FRP)・繊維強化プラスチックの溶解技術とリサイクル化について」佐野慶一郎さん(静岡県立大学環境科学研究所)

定員 50人(先着順)

申し込み 電話で同所へ

催し物

〈参加費などの記載のないものは無料〉

防災に役立つファミリデーキャンプ

市民参画交流課(☎①5513)

三重県伊勢県民センター(☎②5118)

県は、男女共同参画の視点から

防災に役立つファミリデーキャンプを次のとおり開催します。

とき 12月2日(土)、午前10時30分

〜午後2時30分(集合は午前10時、小雨決行)

ところ 鳥羽市立鳥羽東中学校グラウンド

定員 30人(先着順)

※グループでの参加も可能です。

申し込み 11月6日(月)から、郵送・

FAX・Eメールで、同センター(〒516-8566 勢田町622、FAX②5251、アドレス:kennin@pref.mie.jp)へ

ものづくり講演会

商工政策課(☎①5568)

とき 11月15日(水)、午後7時〜9時

ところ 伊勢商工会議所・4階中ホール

対象 企業関係者、事業転換を考える事業主、創業希望者など

内容 講演「ベビースターラーメン超ロングセラー・ヒット商品の開発」河村朗子さん・徳田忠幸さん(株式会社おやつカンパニー開発部)

定員 50人(先着順)

申し込み 雇用対策インフォメーションセンター(☎フリーダイヤル0120・41・5441)へ

一見浦・浦つら談義(まちづくりシンポジウム)

寶日館(☎③2003)

とき 11月3日(祝)、午後1時30分

〜4時(開場は午後1時)

ところ 寶日館

内容 観光まちづくりの目指すもの参加費 300円(入館料を含む)

伊勢楽市

(社)伊勢市観光協会内・伊勢楽市実行委員会(☎⑧3705)

伊勢志摩地域の特色ある名産品・海産物・農産物などの地場産品が一堂に集まる伊勢楽市を開催します。

とき 11月11日(土)・12日(日)、午前10時〜午後4時

ところ 神宮参道(伊勢市駅前〜外宮周辺)

平家の里ふれあい事業
陶芸体験



観光政策課内・平家の里ふれあい事業推進実行委員会 (☎②5566)

とき 11月25日(土)、午前9時30分
～11時30分

ところ 農林漁業体験実習館 (矢持町)

対象 小学生以上 (中学生以下は保護者同伴)

内容 陶芸体験 (器づくり)

講師 川西泰二郎さん

定員 40人 (先着順)
参加費 1500円
申し込み 11月15日(水)までに、電話で同委員会へ

人権・平和・環境展

浜郷支所内・浜郷学区同和教育推進連絡協議会 (☎②4880)

とき 11月3日(祝)、午前9時～午後3時

ところ 浜郷小学校・1階教室

内容 人権・平和・環境に関する資料や写真の展示

ふたみ文化フェスティバル

月日	場所	内容
11月3日(祝)	二見生涯学習センター	●俳句大会 (11:00～16:00)
11月4日(土)	二見公民館	●少年の主張発表会 (9:30～12:00) ●紙芝居 (13:00～14:00) ●点心クッキング (13:00～15:00)
	二見生涯学習センター	●映画 [「日本昔ばなし」ほか] (14:15～16:15)
	二見グラウンド	●グラウンドゴルフ大会 (9:00～12:00)
11月5日(日)	二見公民館	●芸能大会 (10:00～16:00)
	二見公民館前広場	●体験コーナー・フリーマーケット (10:00～14:00)
	二見体育館	●お茶席 (10:00～15:00)
11月4日(土)～6日(月)	二見体育館	●美術展覧会 (4日・5日…9:00～18:00、6日…9:00～15:00)

ふたみ文化フェスティバル

教育委員会二見分室 (☎②1116)
二見公民館 (☎②1117)

左表のとおり開催します。

美しい景観を創る・伊勢志摩シンポジウム

まちづくり推進課 (☎②5511)

とき 11月24日(金)、午後1時30分～4時30分

ところ 生涯学習センターいせトピア・多目的ホール

内容 『伊勢志摩の美しい景観を目指して』をテーマに、自然豊かな伊勢志摩地方の景観・まちなみについて、みんなで考えます。

●基調講演 「観光都市伊勢志摩の課題(仮題)」村尾成文さん(社団 際観光施設協会会長)

●基調対談 「日本人の美意識とまちづくり(仮題)」伊藤滋さん(早稲田大学特命教授)、浜田益嗣さん(伊勢商工会議所会頭)

●パネルディスカッション 「伝えたい、美しい伊勢志摩を！」森野美徳さん(都市ジャーナリスト)、岡田登さん(皇學館大学教授)、村尾成文さん、山田桂一郎さん(JTIC・SWISS代表)

定員 378人(先着順)

申し込み 11月10日(金)までに、電話・FAX・Eメールで同課 (FAX②5522、アドレス natsui@city.ise.mie.jp)へ

お知らせ

お伊勢さん健康マラソン大会と交通規制



増田 明美さん

生涯学習・スポーツ課内・お伊勢さん健康マラソン大会実行委員会事務局 (☎②5624)

とき 12月3日(日)、午前10時～11時 (雨天決行)

ところ 御幸道路(内宮～外宮間) ※ゲストラランナーとして、増田明美さんをお招きします。

交通規制 当日のマラソンコースでは、交通規制(時間によって通行止め)が行われます。ご協力をお願いいたします。

11月9日(木)～15日(水)は

全国火災予防運動

消防本部予防課 (☎②1268)

防火意識の高揚と火災の発生を防止するため、全国一斉に火災予防運動が実施されます。

宝くじ助成で コミュニティの活性化

市民参画交流課 (☎②5549)

(財)自治総合センターから、平成18年度宝くじ普及広報事業の助成を受け、次のとおりコミュニティの活性化を行いました。
今後も、地域のコミュニティの醸成に努めていきます。

一色町自治会 能楽楽器購入
馬瀬町内会 放送設備整備



一色町自治会



馬瀬町内会

明るい選挙推進運動

白ばらの集い

選挙管理委員会 (☎②5635)

とき 11月20日(月)、午後1時30分
～3時30分

ところ いせ市民活動センター北館(シティープラザ)・2階ホール
内容

●講演「裁判員制度について」西川陽介さん(津地方検察庁伊勢支

部統括検務官)

●選挙啓発ビデオ上映

税金展

伊勢税務連絡協議会 (☎②5155)
課税課税務係 (☎②5530)

とき 11月10日(金)・11日(土)、午前10時～午後5時(11日(土)は午後4時まで)

ところ イオンラパークショッピングセンター・1階はあと広場(小木町)

内容 税に関するパネルの展示、小・中学生の作品展示、無料税務相談など

三重県交通災害共済にご加入を

まちづくり推進課 (☎②5593)

二見総合支所地域振興課 (☎④1111)
小俣総合支所生活環境課 (☎②7861)
御園総合支所地域振興課 (☎②0235)

三重県交通災害共済は、三重県が事業主体の任意保険です。

万一のときに備え、皆さんがお互いに助け合う共済への加入をお勧めします。

平成19年分の加入申込書は、11月上旬に各世帯へ郵送します。
なお昨年度より、地区連絡員に

よる加入申込書の配布・掛け金の預かりは行っていませんので、お近くの受け付け窓口で加入手続きを行ってください。

申し込み 加入申込書に必要事項を記入し、掛け金を添えて、同課・

各総合支所・各支所・申込書の裏面に記載してある各金融機関へ

掛け金 1人につき年額500円
見舞い金 最高120万円

石綿救済法

特別遺族給付金の請求はお早めに

三重労働局 (☎津059・226・2110)
伊勢労働基準監督署 (☎②2164)

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(石綿救済法)が、平成18年3月に施行されました。

これは、石綿による健康被害を受けた人やその遺族の迅速な救済を図るものです。

心当たりのある人は、早急に問い合わせてください。

特別遺族給付金

支給対象 平成13年3月26日以前に、石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者の遺族で、時効により労働者災害補償保険法に基づき遺族補償給付の支給を受

ける権利が消滅した人

労災保険給付金

支給対象 平成13年3月27日以降に、業務による石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者の遺族

食品表示110番

東海農政局三重農政事務所地域第二課
(☎松阪0598・52・1511)

食品表示についての情報提供や問い合わせを受けるためのホットラインを設置しています。お気軽にご利用ください。

食品の表示に関するホットライン

三重農政事務所(表示・規格課)
☎津059・228・3153

三重県(農水産物安全室)
☎津059・224・2497

11月13日(月)～19日(日)は

「女性の人権ホットライン」強化週間

津地方法務局人権擁護課
(☎津059・228・4193)

とき 11月13日(月)～19日(日)、午前8時30分～午後7時30分(土曜日・日曜日は午前10時～午後5時)

女性の人権ホットライン

☎0570・070・810

ケーブルテレビ番組案内

伊勢市テレビ広報

「みて・きて伊勢」

(アナログ 10 チャンネル)

■特集(11月)

伊勢市合併 1年を振り返って

■お知らせ

10 / 30 ~ 11 / 5

● 西条のだんじりと
自然公園大会

● 介護予防講演会の案内

11 / 6 ~ 12

● このごみ、何ごみ?

11 / 13 ~ 19

● 女性に対する暴力の防止について

11 / 20 ~ 26

(未定)

11 / 27 ~ 12 / 3

● 人権週間のお知らせ

■市民活動ニュース「おこないパーティ」

※アナログ 10 チャンネルでは、午前6時・9時、正午、午後3時・6時・9時から放送を行っています。

(アナログ 21 チャンネル)

御園地区のみの放送で、アナログ 10 チャンネルと同じ「特集」「お知らせ」などの行政情報や、お天気情報、防災情報をお伝えします。

コミュニティチャンネル

(アナログ 8 チャンネル・デジタル 701 チャンネル)

■ニュース ※毎日午後7時更新

■レポート(企画番組) ※毎週日曜日午後7時以降更新

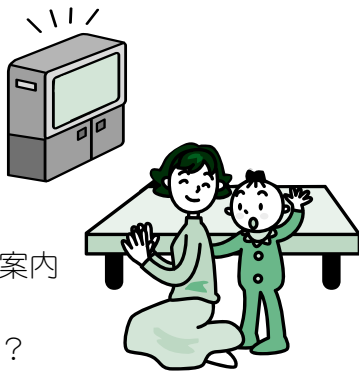
■ミニコーナー(情報番組) ※随時更新

※アナログ 8 チャンネル・デジタル 701 チャンネルでは、午前6時~翌日午前2時の毎時0分から、繰り返し放送を行っています。

また日曜日は、その週に放送されたニュース・レポートをまとめて放送します。

※放送時間や内容が変更することがあります。ご了承ください。

秘書広報課(☎215515)



10月1日(日)から

三重県の最低賃金が
時間額675円に引き上げ

三重労働局賃金室

(☎津059・2226・2108)

伊勢労働基準監督署

(☎2164)

三重県の最低賃金の時間額が、
現行の671円から675円に改
正されました。

これは、県内で働く全ての労働
者(アルバイトやパート労働者な
どを含む)に適用されます。

ただし、産業別最低賃金が適用
される労働者は除きます。

■勢田川水質調査結果

(9月5日 西日本技術コンサルタント 分析)

	測定地点	勢田川			
		姫之橋	北新橋	勢田大橋	一色大橋
BOD (mg/ℓ)	H18年 9月結果	2.0	6.2	11.0	3.7
	H17年 9月結果	1.1	1.8	3.8	1.8
	H17年度 平均	3.5	7.5	3.8	2.0
環境基準		5mg/ℓ以下(勢田大橋)			

■家庭でできる生活排水対策

食 事



飲み物・食べ物を残さないようにする。
残したら料理などに利用する。

環境政策課(☎215542)

種別	相談日など
消費生活	と き 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 ところ 三重県栄町庁舎 (消費生活相談窓口) (☎津059-228-2212) 商工政策課(☎21-5512)
婦 人	と き 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 ところ 福祉総務課(☎21-5556)
母 子	と き 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ところ 児童長寿課(☎21-5561)
家庭児童	と き 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 ところ 児童長寿課(☎21-5561)
乳 幼 児	と き 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 ところ 大世古保育所(☎25-3676)
家庭教育	と き 火曜日～日曜日 午前9時～午後5時 ところ 家庭教育相談室「スマイルいせ」 (生涯学習センターいせトピア内) (☎21-0910)
教 育 (小・中学生の不登校、いじめ、友人関係、学習など)	と き 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ところ 教育研究所 (八日市場町17-30・戦災復興会館内) (☎22-0285、22-0347)
カウンセラーによる カウンセリング (小・中学生の教育) (要予約)	と き 毎週水曜日・木曜日 午後1時～5時 ところ 教育研究所 (八日市場町17-30・戦災復興会館内) (☎22-0285、22-0347)
青 少 年 (非行・いじめなど)	と き 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 ところ 青少年相談センター (厚生中学校内)(☎28-6344)
就 職	と き 第1・2・4火曜日(11月7日・14日・28日) 午前10時～午後4時 ところ サンライフ伊勢 対 象 市内に在住または通勤している 35歳以下の人、またはその保護 者、学校の進路担当教諭 申し込み おしごと広場みえ(☎津059- 222-3309)または、商工政策 課(☎21-5568)へ電話 定 員 1日につき5人まで(先着順)

種別	相談日など
中高年齢者 職 業	と き 火曜日・日曜日・祝日を除く毎日 午前9時～午後5時 ところ 中高年齢者職業相談室 (サンライフ伊勢内) (☎28-1267)
老 人 在宅介護	と き 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 ところ 地域包括支援センター (福祉健康センター内) (☎27-2431)
	と き 毎日24時間対応 ところ 各在宅介護支援センター 神路園(☎22-6012) 双寿園(☎23-9231) 白百合園(☎27-1511) 山咲苑(☎26-2600) 正邦苑(☎38-1800) みなと(☎35-0811) 楽寿苑(☎31-0050) 二見ふれあいプラザ(☎43-4423) 小俣(☎27-1155) 相談方法 電話・来所
心配ごと	と き 第1水曜日(11月1日) 午後1時～3時 ところ 小俣公民館 問い合わせ 社会福祉協議会小俣支所 (☎27-0509)
	と き 第2水曜日(11月8日) 午後1時～3時 ところ 社会福祉協議会伊勢支所 (福祉健康センター内) (☎27-2425)
	と き 第3水曜日(11月15日) 午後1時～3時 ところ ハートプラザみその 問い合わせ 社会福祉協議会御園支所 (☎22-6617)
	と き 第4水曜日(11月22日) 午後1時～3時 ところ 社会福祉協議会二見支所 (二見ふれあいプラザ内) (☎43-3994)

11月の無料相談

種別	相談日など
法律 <small>担当弁護士が既に相手方の相談を受けている場合は、相談を受けられません</small>	<p>とき 毎週月曜日 午後1時30分～3時30分</p> <p>ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515)</p> <p>対象 市内に住所を有する人</p> <p>申し込み 相談日当日の午後1時15分までに秘書広報課へ来所</p> <p>定員 1日につき8人まで (定員を超えた場合は抽選)</p>
	<p>とき 11月2日(木) 午後1時30分～3時30分</p> <p>ところ 小俣公民館</p> <p>対象 市内に住所を有する人</p> <p>申し込み 相談日の2週間前(10月19日)から社会福祉協議会小俣支所(☎27-0509)へ来所または電話</p> <p>定員 4人(先着順)</p>
	<p>とき 11月16日(木) 午後1時30分～3時30分</p> <p>ところ 社会福祉協議会御園支所 (☎22-6617)</p> <p>対象 市内に住所を有する人</p> <p>申し込み 相談日当日の午後1時15分までに社会福祉協議会御園支所へ来所</p> <p>定員 4人(定員を超えた場合は抽選)</p>
交通事故	<p>とき 第2・3水曜日(11月8日・15日) 午前10時～午後3時</p> <p>ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515)</p> <p>申し込み 相談日当日の午前8時30分から秘書広報課へ電話</p> <p>定員 1日につき4人まで(先着順)</p>
	<p>とき 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (受付は午後3時30分まで)</p> <p>ところ 三重県栄町庁舎 (交通事故相談窓口) (☎津059-228-7350)</p>
多重債務 (クレジット) (消費者金融)	<p>とき 第3木曜日(11月16日) 午前9時30分～11時30分</p> <p>ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515)</p> <p>申し込み 相談日当日の午前8時30分から秘書広報課へ電話</p> <p>定員 4人(先着順)</p>

種別	相談日など
行政	<p>とき 第2・4火曜日 (11月14日・28日) 午後1時～4時 (受付は午後3時まで)</p> <p>ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515)</p>
市政	<p>【市政相談・行政相談】</p> <p>とき 第3火曜日(11月21日) 午前10時～午後3時</p> <p>ところ 二見生涯学習センター 問い合わせ 二見総合支所地域振興課 (☎42-1111)</p>
	<p>【市政相談・行政相談】</p> <p>とき 第1水曜日(11月1日) 午後1時～3時</p> <p>ところ 小俣公民館 問い合わせ 小俣総合支所地域振興課 (☎22-7858)</p>
	<p>【市政相談】</p> <p>とき 11月15日(水) 午後1時～3時</p> <p>ところ 御園公民館 問い合わせ 御園総合支所地域振興課 (☎22-0235)</p>
登記	<p>とき 第2火曜日(11月14日) 午後1時～4時 (受付は午後3時まで)</p> <p>ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515)</p>
人権	<p>とき 第2木曜日(11月9日) 午後1時～4時 (受付は午後3時まで)</p> <p>ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515)</p>
	<p>とき 毎週火曜日・水曜日・金曜日 午前9時30分～午後4時30分</p> <p>ところ 津地方法務局伊勢支局 (☎28-6158)</p>
公証 (遺言) (契約証明)	<p>とき 第1木曜日(11月2日) 午後1時～4時 (受付は午後2時まで)</p> <p>ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515)</p>

まちの話題



● 全国夫婦岩サミット

9月4日・5日、「夫婦」と名のつく名所を持つ自治体などが集まって、「第15回全国夫婦岩サミット」が竇日館(二見町茶屋)ほかで開催されました。

全国から、行政や観光協会などの関係者や地元まちづくり関係者など、約110人が交流を深めました。

天野鎮雄・山田昌夫妻による座談会や、県内外のまちづくりに詳しい人を交えてのパネルディスカッションを行い、まちおこしを図るための「全国の夫婦岩巡り」や「全国夫婦岩百選」などが提案されました。



● 赤信号は止まりましょう！交通安全教室を開催

9月14日、あけぼの園(小俣町)で、伊勢警察署から講師を招いて交通安全教室が行われました。

園児たちは、紙芝居や腹話術を熱心に聞き、横断歩道の渡り方を練習したり、交通に関する知識をたくさん学びました。

また、本物のパトカーを見せてもらって、みんな大喜びでした。

● 早修小児童が民生委員・婦人会の皆さんと歓談

10月3日、早修小学校1年生の児童22人が、通学路での交通安全指導や運動会で披露した伊勢音頭の指導など、日頃お世話になっている民生委員や婦人会の皆さんを招き、ジャガイモパーティーを楽しみました。

子どもたちは、自分たちが学年園で育てたジャガイモで作ったジャガイモ団子をみんなで食べた後、校歌を歌ったり、自分たちが咲かせたアサガオの種や手紙を渡したりして、感謝の気持ちを伝えました。



● 親子農業体験を実施

農林課では、明野高等学校の協力のもと、同校生徒の指導により、3回にわたって親子農業体験(イチゴ栽培など)を開催しています。

第1回目の9月23日、参加した親子約30人は、イチゴの定植の仕方などについての講義を受けた後、生徒の熱心な指導を受けながら、実際にイチゴ苗を植えました。

参加者は、「収穫が待ち遠しい」など、イチゴの生長を楽しみにしていました。

人の動き (9月末現在)

総人口	136,784人(-48人)	男性	64,959人(+3人)
世帯数	52,535世帯(+51世帯)	女性	71,825人(-51人)

※外国人登録者を含む

■発行/伊勢市 ■編集/総合政策推進部秘書広報課

〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7番29号

(広報広聴係) ☎0596-21-5515 FAX0596-22-9699

URL <http://www.city.ise.mie.jp> Eメール ise-koho@city.ise.mie.jp

広報いせ 第13号 平成18年11月1日発行 印刷 千巻印刷産業株式会社

広報 いせ